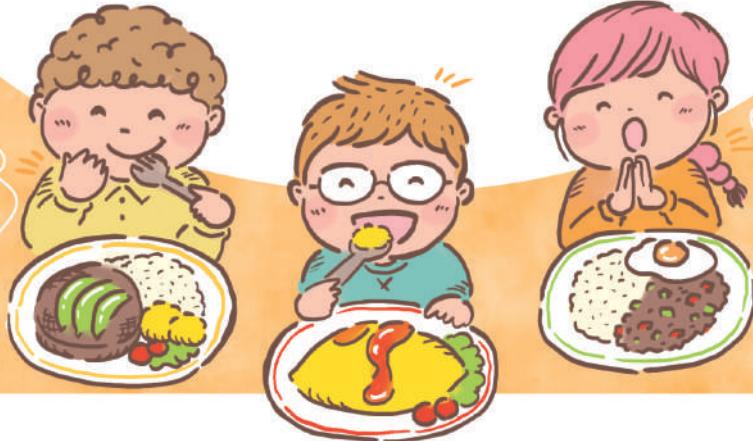


子どもの居場所づくり スタートブック



彩の国 埼玉県



埼玉県のマスコット
「コバトン」&「さいたまっち」

ごあいさつ

食事や学習、遊びの場などを提供する子供の居場所が地域の皆さんの自発的な取り組みとして多様な形で広がっています。社会的にも、貧困や孤立の解消、コミュニティの再生などに有効な取り組みと言われています。また、コロナ禍においては、新たに地域のセーフティーネットの役割が期待されるなど、子供の居場所活動が今まで以上に注目を集めています。

埼玉県では、「始め方がわからず、一步を踏み出せない」といった皆さんのために、子供の居場所づくりに新たに取り組まれる方が参考にできるよう、毎年「子どもの居場所づくりスタートブック」を作成しています。

スタートブックでは、子供の居場所を始める前に準備すべきポイントや、活動を長く続けるための工夫を掲載しているほか、新型コロナウイルス感染症など感染症予防の観点からの留意事項などもまとめました。

皆さんのがより安全に配慮し、楽しみながら居場所づくりに取り組んでいただくことで、子供たちが安心して過ごせるかけがえのない居場所が増えていくことを願っています。

結びに、本書の作成にあたり、ご協力いただきました多くの皆さんに心からお礼申し上げます。

令和5年3月

埼玉県福祉部少子政策課長



目 次

社会全体で子供を育てる	4
「子供の居場所」とは？	5
子供の居場所を代表する3つの活動	6
多様な役割を担う子供の居場所	7
6W2Hで考える子供の居場所づくり	8
子供の居場所開設までのアクション	10
子供の居場所づくりに必要なもの・こと	10
安心・安全な子供の居場所づくり	11
子ども食堂を開催する際の留意点	12
学習支援を実施する場合の留意点	17
プレーパークを実施する場合の留意点	18
子供の居場所のための新型コロナウイルス感染症予防対策	19
ボランティアの力をいかす	20
緊急時の連絡リスト	22
子供の居場所は、子供の人権が守られ保護される場所です	23
こどもの居場所づくりアドバイザーが居場所づくりをお手伝いします	24
こども応援ネットワーク埼玉	25
子供の居場所づくりや地域福祉活動などへの各種助成	26

社会全体で子供を育てる

今、地域で広がる「子供の居場所」。それは地域が主体となって、子供たちの成長を支え、見守る場所です。

信頼できる大人や友達と、お腹いっぱい食べて、学んで、夢中になって遊ぶ。そうした時間の積み重ねの中で、子供たちは「人生を切り拓く力」を身に付けていきます。

子供の居場所づくりは福祉の専門家だけのものではありません。

自分の得意なことや経験やスキル、社会資源を生かして、あるいは、こうした特殊な能力がなかったとしても、誰でも取り組むことができます。あらゆる業種の企業・団体、主婦、学生、ビジネスパーソン、定年退職したシニアなど、さまざまな立場の人々が関わることができます。

社会全体で子供を育てる地域づくりに向けて、あなたも一歩を踏み出してみませんか？



「子供の居場所」とは?

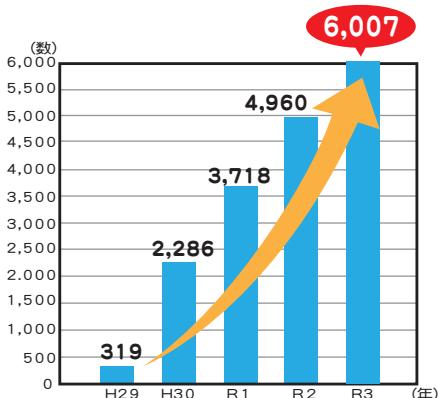
内閣府は、子供の居場所を「家でも学校でもなく居場所と思えるような場所」と定義しています。代表的な居場所としては、「子ども食堂」「学習支援」「プレーパーク」があげられます。

子供たちは、地域の人々に支えられることで、「自分は皆から愛される大切な存在なのだ」という自己肯定感を得て、「生きる力」「がんばる力」を得ることができます。

現在、県内には 520 か所の子供の居場所があります(令和 4 年 3 月末日現在)。県では、これを小学校区に 1 つの割合、800 か所まで増やしたいと考えています。

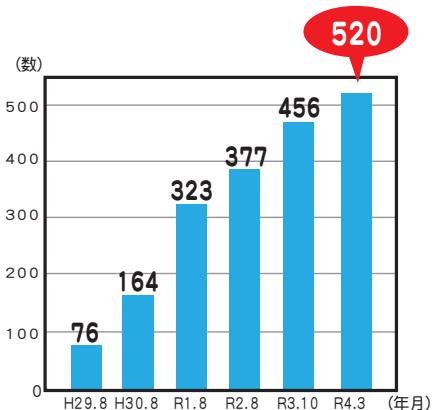
●全国の子ども食堂

(認定 N P O 法人全国こども食堂支援センター・むすびえ調査 令和 3 年 12 月)



●埼玉県の子供の居場所

(埼玉県「子供の居場所」実態調査 令和 4 年 3 月)



●県内 520 か所の子供の居場所を 800 か所に



子供の居場所を代表する3つの活動

①子ども食堂

地域の人たちが主体となり運営する、子供が1人でも安心して利用することができる無料または低額の食堂。貧困世帯の子供たちを対象にする「ケア型」のイメージが先行していますが、県の調査では、子ども食堂の75%は誰でも利用できる「コミュニティ型」となっています。また、現役のビジネスパーソンを招いてキャリア教育をしたり、調理実習や食育をしたり、学習支援も同時に行ったり、食の提供にとどまらない学びや体験の機会を提供しているところも増えています。

②学習支援

経済的な理由などで有料の塾に通えない子供たちのために、無料または低額で学習支援を行う活動。民間主体の取り組みとして、○○寺子屋などの地域の人たちによる学習支援が広がりはじめています。また、県では、全国に先駆け、生活保護世帯の中学生を対象に高校進学のための無料学習支援事業を始めました。愛称「アスポート」と呼ばれ、勉強を教えるだけでなく、食事の提供や家庭訪問なども行っています。

③プレーパーク

「冒険遊び場」とも呼ばれる、子供たちが自由に遊べる場。ブランコやシーソーなどの遊具で遊ぶだけでなく、ロープやのこぎりを使って工作したり、穴を掘ったり、焚火で料理をしたり、子供たちは自分の力で遊びを作り上げていきます。通常、遊びを支援するとともに、プレーパークの安全管理をするプレーリーダーがいます。

●フードパントリー

ひとり親家庭など、さまざまな理由で日々の食品の入手が困難な家庭に対して、無償で食品を配付する活動。配付する食品は、フードバンクから提供を受けるほか、地元企業や農家の支援を受けたり、広く食品の提供を募る「フードドライブ」などの活動を通じたりして確保します。栄養バランスのとれた食品を提供することで、子供たちの育ちを支援します。また、親子でくつろげる空間を設けた「居場所型」や、相談・支援を行うパントリーもあります。

多様な役割を担う子供の居場所

子供の居場所は、そこに集う子供たちや子育て家庭のためだけの場ではありません。シニアのいきがいづくりの場や、高校生や大学生の社会体験の場、地域の交流スペースとして、子供の居場所は多様な役割を担っています。

●子供にとって

- ・安心できる居場所
- ・遊び、体験
- ・食事ができる
- ・孤食防止
- ・食育
- ・多様な学び（人、交流、生活習慣、価値観、職業観、将来の目標）
- ・悩みや不安の共有
- ・相談や情報提供
- ・ロールモデルとの出会い

●保護者にとって

- ・孤立の解消
- ・食品の支援
- ・悩みや不安の共有
- ・相談や情報提供
- ・つかの間の休息
- ・子育て支援
- ・保護者同士のコミュニケーション

●地域コミュニティにとって

- ・まちづくり
- ・コミュニティ拠点
- ・子供たちの見守り
- ・シニアのいきがいづくり
- ・多世代交流
- ・社会参加の場
- ・市民活動の活性化

●社会全体にとって

- ・食品ロスの削減
- ・企業による社会貢献
- ・SDGsの（※）の機運醸成

※SDGs…平成27年9月に国連で採択された「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略。貧困、環境、教育、まちづくりなどの17の目標と、169のターゲット（具体的なアクション）を示しています。

子供の居場所は、子供たちの安心・安全を守るための最低限のルールを除いて、「こうあるべき」といったものはありません。

今、子供の居場所づくりには、個人はもちろん、企業や社会福祉法人、NPO法人、医療法人、協同組合などの多くの団体が参加しています。開催場所も、公民館、町民会館といった公的な場所から、店舗や個人住宅、寺社、学校、医療機関など多岐にわたります。その取り組みは、「子供たちのために何かしたい」という人々の自発的な思いから出発しています。「多様性」と「自主性」が子供の居場所づくりのキーワードです。

6W2Hで考える子供の居場所づくり

1 What : 何を

「子ども食堂」「学習支援」「プレーパーク」「フードパントリー」など、どのような活動をしたいのかを明確にしましょう。

また、テーマや目的、特徴、PR ポイントなども考えておきましょう。

2 Who : 誰が

運営者や中心となるスタッフを決めましょう。また、調理担当や受付、配膳係、食事サポート、遊び・学習支援、保育サポートなどの役割に応じて、スタッフやボランティアが必要です。何人で実施するのかあらかじめ考えておきましょう。

●一緒に活動を支える仲間を集めるために…

- ・町内会の回覧板を活用する。
- ・SNS (Facebook、Twitter、LINE など) で発信する。
- ・口コミを利用する。
- ・地方紙やタウン誌などに取り上げてもらう。
- ・社会福祉協議会や市町村に相談をする。

食品衛生責任者

食事を提供する場合、各施設に1名以上は、食品衛生責任者の資格を取得しておくことをお勧めします。※開催地を所管する保健所にお問合せください。

3 Where : どこで

子供の居場所は自宅や空き家、飲食店、会社の会議室、公共施設などさまざまな場所で行われています。子供たちや一緒に活動するボランティア、みんなが集まりやすい場所を選びましょう。

- ・公共施設を借りる場合には、手続きが必要となります。
- ・自宅を改装して開設する場合には、土地や建物の利用制限について、市町村の建築部局に確認しましょう。
- ・食事を提供する場合、食品衛生法の手続きが必要となる場合がありますので、保健所に確認しましょう。

4 When : いつ

無理のない範囲で長く続けられるよう、開催頻度や時間帯を考えましょう。

開催頻度

最初は月1回程度から始めるのがおすすめです。地域や子供たちのニーズを踏まえて、活動に余力があれば頻度を増やしましょう。

時間帯

平日の夜や休日の日中など、利用者やスタッフ、ボランティアが集まりやすい曜日・時間帯に開始しましょう。

夜の場合は送迎のボランティアの確保（または保護者による送迎）などルールを考えておく必要があります。

5 Who : 誰に

子供だけを対象とするのか、大人も含めるのか、困窮世帯に限定するのか、誰でも参加できるようにするのかなどあらかじめ決めておきましょう。利用対象によって、周知方法や準備するものなども変わってきます。

6 Why : なぜ

なぜ子供の居場所づくりを始めるのか、趣旨や目的を明確にしてスタッフやボランティアと共有しておくことが大切です。行き詰ったときなどに、原点に帰ることができます。

7 How : どのように

実施方法、運営方法を具体的に考えましょう。利用してもらうための広報計画も必要です。居場所を知ってもらうだけでなく、協力や連携も視野に入れて計画しましょう。

広報の方法

自治会の回覧板、SNS、ポスター、チラシ、連携機関からの声掛けなど、開催2週間前までには告知できるとよいでしょう。

定員を決める

場所の広さ、スタッフの人数、準備可能な食数などから定員を決めましょう。

実施内容を決める

まずは無理なくできる簡単なものから始めましょう。

保険の加入

主催者はスタッフに対する「ボランティア活動保険」、参加者に対する「食中毒などに対する保険」に加入しておきましょう。(P11 参照)

アレルギーへの対応

食事の提供をする場合、アレルギーへの対応方針を必ず決めておきましょう。(P14・15 参照)

8 How much : いくらで

子供の居場所に必要なお金について、あらかじめ考えておきましょう。

材料費などの実費を徴収するのか、子供のみ無料とするのかなど、無理なく運営できるようにしましょう。

●運営費や食材・資材を確保するために…

- ・各種団体や行政機関等からの助成金
 - ・企業や個人からの会費、寄付金、食材等の提供
- など

子供の居場所開設までのアクション

- ①**計画**：「6W2H」を考え、計画を練る。
- ②**募集**：一緒に活動する仲間を募る。
- ③**広報**：実施2か月前を目安に、学校や自治会などに周知の協力をお願いする。
実施1カ月～2週間前にはチラシやSNSで広報する。
- ④**当日**：役割分担を確認して、子供たちが安全・安心に過ごすことができるようになる。
- ⑤**改善**：実施結果の振り返りを行い、次に生かす。

子供の居場所づくりに必要なもの・こと

①人

運営者、スタッフ、ボランティア、協力者（場所や食材を提供してくれる人など）

②物

食材、食器やテーブルなどの器材

③お金

立ち上げ資金、運営資金

④場所

活動場所、食材などの保管場所

⑤情報

助成金情報などの収集、SNSなどを活用した情報発信

⑥ネットワーク

行政、学校、社会福祉協議会、NPO、企業、農家、近隣の子供の居場所活動を行う団体などとつながる



安心・安全な子供の居場所づくり

■安心、安全のための4つのポイント

- ①安心、安全な環境で子供の居場所づくり
- ②関係機関連絡先のリストの作成
- ③保護者の緊急連絡先の把握
- ④万が一に備え、保険に加入

◆ボランティア活動保険

全国社会福祉協議会が運営している保険で、ボランティアの活動における事故などが対象となります。

・各都道府県社会福祉協議会またはお近くの各市区町村社会福祉協議会が窓口です。(印鑑持参)

«加入できる方»

社会福祉協議会の会員ならびにボランティアセンター(市民活動センター)に登録されている個人・団体

・ボランティア個人・ボランティアグループ・NPO法人などの地域福祉活動の推進に取り組む団体

«補償期間»

毎年4月1日午前0時～翌年3月31日午後12時まで

・途中加入の場合：加入申込手続き完了日翌日の午前0時～当年度末3月31日午後12時まで

«保険料(年間)»

・基本プラン 350円 ・天災・地震補償プラン 500円

※令和5年3月1日現在

◆ボランティア行事保険

全国社会福祉協議会が運営している保険で、イベント時におけるボランティア活動やイベント参加者が対象となります。

・各都道府県社会福祉協議会または各市区町村社会福祉協議会が窓口です。(団体・グループの代表者印が必要)

«加入できる方»

社会福祉協議会の会員ならびにボランティアセンター(市民活動センター)に登録されている個人・団体

・ボランティア個人・ボランティアグループ・NPO法人などの地域福祉活動の推進に取り組む団体

«補償を受けられる方»

ケガの補償：行事参加者(主催者(個人)を含みます。)

賠償責任の補償：行事主催者および共催者(例：主催者の調理方法に食中毒の原因があった場合)

«補償期間»

行事開催期間

◆その他の民間保険

子ども食堂など特定の活動を対象にした民間保険会社の保険もあります。

子ども食堂を開催する際の留意点

■子ども食堂の衛生管理

①計画段階

- ・子ども食堂を開設する前に、最寄りの保健所に相談しましょう。
- ・担当者は食品衛生責任者養成講習会などで食品衛生に関する基本的な知識を習得しましょう。
- ・調理施設の規模や設備、調理担当者の数などに応じた無理のない献立や提供食数を決めましょう。

②調理施設の衛生管理

- ・調理施設は、給湯設備や手洗い設備などの調理施設の要件が整っている施設を使用しましょう。
- ・調理施設は清潔に保ち、調理作業に不必要的ものを置かないようにしましょう。

③運営者側の健康と衛生管理

- ・作業開始前に、調理担当者の健康チェックを行い、下痢、嘔吐の症状があるなど体調不良の方は、活動に携わらないようにしましょう。
- ・手指に傷がある人は調理行為に参加しないようにしましょう。どうしても参加する必要がある場合は、使い捨て手袋を着用しましょう。
- ・トイレの使用後、調理前、盛り付けの前、作業内容が変わるタイミング、肉類や魚介類など生の食材を扱った後、お金を触った後、清掃を行った後など、石鹼と流水を使ってこまめに手洗いをしましょう。

④お弁当を配布する際の留意点

- ・調理後の食品の冷却及び消費までの温度・時間管理をしっかりと行いましょう。
- ・庫内の温度を定期的(始業前など)に確認しましょう。(冷蔵は10°C以下、冷凍は-15°C以下)
- ・保冷ボックス(保冷剤使用)などをを利用して配達しましょう。
- ・直射日光及び高温多湿を避け、食品の調理後(又は冷蔵庫から出して)30分以内を目安に配布しましょう。
- ・弁当は提供後すぐに食べるよう注意喚起をしましょう。(調理後の食品は、調理終了後から2時間以内)
- ・気温、湿度の高い時期は、生もの(サラダ、刺身等)の提供を控えましょう。

※「埼玉県こどもの居場所づくり 卫生管理講座」埼玉県食品衛生協会食品衛生アドバイザー 橋本勝弘氏 資料から抜粋（令和2年6月11日開催）

⑤そのほかに考慮すべきこと

- 原材料に含まれる異物の確認を含めて、調理作業中の異物混入を防止しましょう。
- 食物アレルギーの対応について、事前に検討、準備をしましょう。(P14・15 参照)
- 小さな子供が参加する場合は、窒息事故が起こらないよう、メニューや食事の提供の仕方を工夫し、万が一、窒息事故が起きた時に備えて、応急処置の方法を確認するとともに、近隣の医療機関等緊急時の連絡先を控えておきましょう。
- 子供と一緒に調理する場合、運営者以外の人が調理に参加する場合、衛生管理のポイントが守られるよう、運営者側が責任をもって監督、指導しましょう。

※厚生労働省「子ども食堂の活動に関する連携協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について」(平成30年6月28日)から抜粋

⑥チェックリストを作成し、調理する日はそれに沿って確認しながら進めましょう。

◆調理前に行うこと

調理施設は清掃や整理整頓を行いましたか？
トイレは清掃、消毒を行いましたか？
調理担当者は下痢・嘔吐の症状があるなど体調不良ではありませんか？また手指の傷などありませんか？
エプロンや三角巾、必要に応じてマスクなど、清潔な作業着を身につけましたか？
手洗い・消毒を行いましたか？また、子供が調理に参加する場合は、手洗い・消毒を徹底させましたか？
原材料は、仕入れ時に鮮度・賞味期限等を確認し、1回で使い切れる量を仕入れましたか？
献立や食材の仕入れ先・仕入れ時間の記録（レシートなど）は保管しましたか？
仕入れた食品は冷蔵庫や冷凍庫で保管していますか（冷えていないなどの温度の異常はありませんか）？生肉や鮮魚介類などの食品は他の食品を汚染しないよう、冷蔵庫の最下段に区別して保管しましたか？
お年寄り、幼児、妊婦などの抵抗力が弱い方が食べる場合、メニューに生ものは入っていませんか？

◆調理中に行うこと

魚介類・野菜・果物は流水で良く洗いましたか？
別の原材料を調理する場合などは、手洗い・消毒を行いましたか？また、手洗いの際、調理器具についても、洗浄剤で洗浄してから使用しましたか？
食品（特に肉類）は、中心部までよく加熱（中心温度75℃で1分間以上）しましたか？
生の食材を扱う調理器具と加熱済みの食品に使用する調理器具は専用のものを使いましたか？専用のものがない場合は、よく洗浄剤で洗浄してから、使用しましたか？

◆調理が終わった後に確認すること

調理後は、時間を置かずに提供しましたか？

※厚労省：子ども食堂における衛生管理のポイント「衛生管理のチェックリスト」から抜粋

■食物アレルギーへの対応

食物アレルギーは外から侵入してきた有害な異物に対して体を守るはずの免疫システムが、無害な食物に対して過剰に働いて起きる症状のことをいいます。人によってアレルギーの原因やその症状はさまざまです。

●食物アレルギーへの対応をする場合、しない場合

①食物アレルギーへの対応をする場合

- ・チラシや入口などに、食材や調味料を確認できるような写真をつけてメニュー表を載せましょう。
- ・事前に食べられるものと食べられないものを確認してから受け入れましょう。
- ・時間が経ってから症状が出ることもあるので、緊急時用の薬を持参していただくようお願いしましょう。
- ・原因食材混入防止のために調理器具やエリアを明確に分け、アレルギー対応食を作る人を決めておきましょう。
- ・使用する材料や調味料は複数で確認し、見落としや思い込みを防ぎましょう。
- ・使用する食器、テーブルなどの洗浄は丁寧にし、ふきんやスポンジは使いまわしをせず専用のものを用意しましょう。
- ・アレルギー研修会に参加し、緊急時の対応法や最新情報を学びましょう。

②食物アレルギーへの対応をしない場合

- ・誤食防止のために、チラシや入口にアレルギーに対応していないことを明記するなど、利用者に確実に伝えましょう。
- ・どんな食材が使われているのかを聞かれた場合に備えて、使用する食材の情報を開示できるように準備しておきましょう。

●アレルギー症状への対応の手順

食品アレルギーについては、十分に注意していても事故が発生する可能性があります。アレルギー症状が出たときの対応については、事前にメンバーで共有しておきましょう。

このような症状が出ていたら

- 全身の症状：意識がない・意識もうろう・ぐったり・尿や便を漏らす・脈が触れにくい・唇や爪が青白い
- 呼吸器の症状：声がかすれる・犬が吠えるような咳・喉や胸が締めつけられる・息がしにくい・咳がゼーゼー、ヒューヒューと聞こえる
- 消化器の症状：腹痛（持続する強い腹痛）・吐き気・嘔吐（嘔吐を繰り返す）・下痢
- 皮膚の症状：かゆみ・蕁麻疹・赤くなる
- 顔面・目・口・鼻の症状：顔面の腫れ・目のかゆみや充血・まぶたの腫れ・口の中の違和感・唇の腫れ・くしゃみ・鼻水・鼻づまり

発見者が行うこと

- ①子供から目を離さない、一人にしない
- ②助けを呼び、協力者を集める
- ③救急車を要請する（119番通報）

■当日用意するもの

●備品の例

□受付名簿	□カメラ（記録用）	□問合せ用の電話
□アンケート	□チラシ	□文房具
□名札（参加者・スタッフ用）	□食券	□釣り銭
□消毒液	□ビニール手袋	□薬用石鹼
□ウェットティッシュ	□ペーパータオル	□マスク
□テーブル布巾	□雑巾	□ごみ袋
□三角布やバンダナ	□エプロン	
□体温計（できれば非接触タイプ）		

■食材を配布する際の留意点

寄付やフードドライブで集めた食材を配布する際にも注意が必要です。



●野菜・果物類

葉物野菜などは、できるだけ低温で保管する。
ビニール袋に入れるなど、衛生面に配慮する。
直接、床に置かない。

●食肉・食肉製品・魚介類

清潔な蓋つきの密閉容器などに入れて冷蔵庫や保冷ボックスで保存。
保冷ボックスには保冷剤等を入れて 10°C以下に保つ。

●卵、チーズなどの乳製品

卵はパックで、乳製品は包装のまま、10°C以下で保存し、短時間で配布。

●チルド惣菜

要冷蔵品のため保冷バックなどに保冷剤を入れ、短時間で配布。

●冷凍食品

ドライアイスや保冷剤を入れた保冷バックなどに入れ、-15°C以下で保存し、短時間で配布。

解凍してしまった食品の再凍結は厳禁。そのような食品は配布しない。

●レトルト食品やインスタント食品などの常温保存可能な加工食品

賞味期限・保存方法等の表示を確認し、これらに従って適切に配布。

学習支援を実施する場合の留意点

学習支援は、学力を向上させ志望校に進学させることだけが目的ではありません。信頼できる大人や仲間と出会い、意欲や生きる力を育て、夢や目標を見つけて、子供たちの生きる力を育むことが期待されています。困難を抱える子供が、自分らしい未来を思い描く力を育てる場づくりが大切です。

①自分らしい関わり方を見つける

勉強だけではなく、話し相手や送迎係、おやつや食事の差し入れ、イベント提供など、どのような関わりができるか考えてみましょう。

②子供の話を聞く

子供の悩みや困りごとに気づけるよう、お説教したり結論を急がずに、まずは子供の話に耳を傾けましょう。

③専門部署につなぐ

子供からのSOSには、虐待やネグレクトなどの専門部署につなぐ必要があるものもあります。状況に応じて教育委員会や自治体の担当部署に相談しましょう。

実践者からのアドバイス 一般社団法人彩の国子ども・若者支援ネットワーク 白鳥勲さん

スタッフの心得

- 子供を一人の人間として認め「対等」に接する
- 子供の言動の背景に思いを寄せ、「心の重心」を子供におく
- 子供たちが生きている「今」に共感し、可能性と希望を見いだせる場に
- 元教員、塾講師、子供支援経験者、大学生、子供好きな社会人への協力を呼びかける

学習支援教室を利用する子供たちにとってのメリット

- わからないことをわからないといってもいい場
 - ・質問する力は「生きる力」「学ぶ力」につながる
- となりに教えてくれる大人や大学生がいる
 - ・信頼できる、自分を大切してくれる大人の発見は子供たちの希望
 - ・大切にしてくれる実感は、自分を大切にする思いに変容する
- 勉強ができなくても馬鹿にされない、比較されない
 - ・一人の人間として認めてくれる。その経験が他者への「敬意」に変わる
- 問題の意味がわかったり、解けたりする心地よさ、世界の広がり
 - ・うれしい、少し自分が変わったと実感できる。住む世界が広がる
 - ・見晴らしがよくなる－学びに向かう力
- 仲間がいる
 - ・イベント、ボランティアで自分の役割を発見し「共感」する力が育つ
- 無料

★困ったら子どもの居場所づくりアドバイザー（P24）の活用を！

プレーパークを実施する場合の留意点

子供たちがのびのび、自由に、いろんな仲間と、好奇心を全開にして遊べるプレーパーク。「冒険遊び場」とも呼ばれ、子供の居場所としても注目されています。

①県内のプレーパークを見学

できれば、活動しているプレーリーダーや運営者と話してみましょう。

②仲間をつくる

「子供を自由に遊ばせたい」と考えている地域の人をみつけ、思いを共有しましょう。勉強会などを開き、活動をともにする人、活動をする地域の人の理解・支持・協力を広げていきましょう。

③活動の目標を設定する

プレーパークを実施する上で目標にすることや大切なことなど、どこにポイントを置くかを仲間と一緒に話し合い、共有しましょう。

④計画を立てる

いつ、どこで、プレーパークを実施するのか計画しましょう。

季節や学校・地域の行事などを踏まえ、子供や親が参加しやすい時期を選びましょう。どこで開催するのかは、とても大事です。どのように遊べるのかだけでなく、トイレや水場などの設備があるか、近隣の住宅や道路など周辺環境なども考慮しましょう。

⑤場所を確保

使用する場所の所有者に了解を取りましょう。町内会や行政機関、公園を使う場合は、自治体の担当部署で「一時使用許可」などの手続きが必要です。

⑥空間計画をする

場の特性を活かした活動内容や配置を考えましょう。遊びの内容や導線によって空間を分けることで、怪我や事故を防げます。

⑦活動の広報

魅力を伝えて、身近な人から薦めてもらいましょう。日時・場所・主催者などが掲載されたチラシを作成しておくと便利です。

⑧道具を準備

スコップ・バケツなどの道具、ロープ、段ボールなどの素材、自然素材など、子供たち的好奇心を刺激し、さまざまな遊びが生まれるようなものを考えて準備しましょう（保管方法についても相談が必要です）。

* 資金の準備：素材や道具は持ち寄りができる場合もありますが、費用がかかる場合はその費用の捻出方法について考えましょう（寄付、会費、助成金など）。

⑨怪我や事故に備えた準備

「怪我と弁当は自分もち」はプレーパーク共通の理念ですが、大怪我につながる事故が発生することのないよう、プレーリーダーがしっかり見守ることが大切です。救急セットを準備し、応急手当てができるようにしておきましょう。当日受診できる病院やタクシー会社などの電話番号も見えるところに掲示しておきましょう。

※参考：日本冒険遊び場づくり協会ホームページ

★困ったらこどもの居場所づくりアドバイザー（P24）の活用を！

子供の居場所のための新型コロナウイルス感染症予防対策

「子供の居場所の新型コロナウイルス感染症の感染予防対策は、どうしたらいいの？」そんな声に応えて、認定NPO法人全国こども食堂支援センターむすびえが公表している「こども食堂向け新型コロナウイルス感染症対策安全・安心自己点検シート（2021年7月版）」から、活動を行う際のチェックポイントを紹介します。

開催告知に際し、以下に該当する人は参加を控えていただくよう事前に十分知らせている
①感冒症状等で体調がすぐれない人
②熱のある人（小児：37.5℃以上、成人：37.0℃以上）
③同居家族や職場などに「濃厚接触者」や「健康観察対象者」がいる人
④2週間以内に海外から帰国した人及びその同居家族
⑤基礎疾患（心臓病、糖尿病、呼吸器疾患など）のある成人
小学生以上の参加者、スタッフにマスク着用の徹底を周知し、着用していない場合は配布等に努めている
全員に対して体温測定（可能な限り非接触体温計を用いる）と健康確認を行っている 発熱（小児：37.5℃以上、成人 37.0℃以上）、感冒症状等で体調がすぐれない場合は参加させないことを周知・徹底している
全員に対して擦込式アルコール消毒液による手指消毒を行なっている 乳幼児の場合は付添いの成人が擦込むようにしている
共用タオル等を使用しないなど、衛生管理を徹底している
不特定多数の参加がある場合は、参加者名簿を作成している
新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードを推奨している
人数制限や時間制限などを行い、三密を回避している
高校生以上の参加者については、座る場所を指定するなどして対人間隔を確保している
小学生以上の参加者については、食事のとき以外はマスクの着用を徹底している
屋内開催の場合は、窓や扉の開放（常時または頻回）、空気循環器や扇風機の使用等の方法で可能な限りの換気を行なっている
使用済みマスク、ごみ等は、ビニール袋等に密閉して捨てるよう徹底している
清掃・消毒・ごみ回収は手袋・マスクを着用し、手洗い・手指消毒を徹底している
開催当日の運営（会場設営、案内、調理、配膳等）に関わるスタッフの名簿を作成しておく
運営スタッフは、集合時に体温測定（可能な限り非接触体温計を用いる）と健康確認を行い、体温が37.0℃以上の人には速やかに帰宅させている
当日の運営スタッフは準備段階からマスクを着用すると共に、必要に応じて、石鹼による入念な手洗いや擦込式アルコール消毒液による手指の清潔に努めている

参考：むすびえ「こども食堂向け新型コロナウイルス感染症対策安全・安心自己点検シート」

ボランティアの力をいかす

子供の居場所では、ボランティアはさまざまな役割を担います。

●ボランティア団体の連絡先

子供の居場所づくりを進めるに当たって、ボランティアの力を借りたいという方は、こちらの問合せ先も参考にしてください。

埼玉県ボランティア・市民活動センター（埼玉県社会福祉協議会）

〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ 2階

TEL 048-822-1435

彩の国市民活動サポートセンター

〒362-0812 伊奈町内宿台 6-26 埼玉県県民活動総合センター内 2F

TEL 048-728-7146

※この他、市町村社会福祉協議会のボランティアセンター、各市町村の市民活動サポートセンター、市民活動担当課などでも相談に乗っています。

●事前説明会

子供の居場所づくりにかかるスタッフやボランティアが集まり、会場の使い方や役割分担、注意事項などを全員で共有しましょう。

活動を円滑に行うには、スタッフ・ボランティア間の関係づくりも大切です。

例)

内容	具体的な実施内容	所要時間	準備物
アイスブレイク	ボランティアとスタッフ、またはボランティア同士の関係性を作る	15 分	名札、紙、ペンなど
事業説明	子供の居場所を開催する目的と、子供たちにどのようなことを提供するのかを説明	20 分	説明会資料
当日のスケジュールと役割分担	当日の全体の動きと、ボランティアやスタッフそれぞれの役割や動きを説明	20 分	説明会資料
連絡事項	当日用意するものなどの連絡事項	10 分	チェックシート

●事前研修とその必要性

子供の居場所には、貧困だけでなく様々な課題を抱えた子供たちも参加する可能性があります。課題を抱えた子供たちの存在や子供からのサインをキャッチすること、その子供たちを適切なサポートや支援機関につなげることが必要です。そのために必要な基礎知識や福祉的な視点を学びます。

例)

内容	具体的な実施内容
①オリエンテーション（15分）	子供の居場所づくりに取り組む意味
②さまざまな背景・特性をもつ子供たち（60分）	障害特性（発達障害について）、虐待、愛着障害、貧困について
③子供の人権（60分）	人権侵害の事例を学び、子供の人権に関する理解を深める
④子供のほめ方・叱り方・伝え方（60分）	子供の行動を観察し、その行動を分類し、それぞれの行動に対してのアプローチを理解する
⑤個人情報、マナーについて（30分）	個人情報の取り扱いについて、なぜマナーが必要なのか

※講師について

「子どもの居場所づくりアドバイザー」がお手伝いいたします。（P24 参照）

●当日行うこと

当日は、始める前に「打ち合わせ」、終わった後に「振り返り」を行いましょう。特に、「振り返り」を行うことで、子供たちの課題を共有するとともに、次回開催に向けた改善点を明確にすることができます。

例)

内容	具体的な実施内容	所要時間	準備物
打ち合わせ	<ul style="list-style-type: none">・当日のスタッフ、ボランティアの自己紹介・当日の動きと場所の使い方の最終確認（トイレの場所、危険な場所、危険なものなどは全員で確認する）・緊急対応者の確認・スタッフ、ボランティアの名札も作成する	30分	<ul style="list-style-type: none">・名札・ペン・役割分担表
準備	<ul style="list-style-type: none">・食事をする場所と遊ぶスペース、学習スペースを作る・コロナ感染防止対策をとる	30分	<ul style="list-style-type: none">・「遊びスペース」と「学習スペース」の立て札・スケジュール表
本番	<ul style="list-style-type: none">・子供の動きに合わせて食事や学習のサポートを行う	20分	<ul style="list-style-type: none">・室内でできる遊び道具（トランプ、オセロなど）
振り返り	<ul style="list-style-type: none">・当日の運営、子供たちの様子について全体での共有を行う・「困ったこと」と「アドバイス」に分けて付箋に記入する	終了後 30分	<ul style="list-style-type: none">・付箋・ペン

緊急時の連絡リスト

緊急時に備え、

- ・事前に関係する連絡先を確認し、記載しましょう。
- ・目立つ場所に貼り、緊急時にすぐに連絡できるようにしましょう。

	名称	電話・FAX	所在地	メールアドレス
救急車		119		
医療機関		000-0000-0000		
地域の保健所				
地域の小学校				
タクシー				

■こんなときに大活躍

ひとりだけで食堂に来た子供が、鍋をひっくり返し、
お味噌汁で火傷をしてしまった。

慌てないで！連絡先リストを活用して対応しましょう。

- ①応急処置
 - ②連絡リスト医療機関や埼玉県救急電話相談（#7119）に電話して、状態を伝え、診察の可否を確認
 - ③保護者に電話連絡して状況を説明し、迎えを要請
 - ④保護者が迎えに来られない、または時間がかかる場合は、了解を得てタクシー会社に連絡し、スタッフが付き添い病院へ搬送
 - ⑤火傷の発生状況や対応の経過などを記録し、後の報告や保険請求の際に役立てる。
- ※怪我や事故、災害などに備えて対応マニュアルも作成しましょう。

子供の居場所は、子供の人権が守られ 保護される場所です

■知りたい、子供の権利

平成元年、国際連合の総会において、「児童の権利に関する条約」が採択されました。日本では、平成2年、この条約に署名、4年後の平成6年に批准しました。県では、平成14年に「埼玉県子どもの権利擁護委員会条例」を制定し、公平、中立な第三者機関「埼玉県子どもの権利擁護委員会」（通称：子どもスマイルネット）をつくりました。

●児童の権利に関する条約（埼玉県ホームページから抜粋）

- ・子供はみんな平等です。（第2条 差別の禁止）
- ・子供にとって最も良いことを考えなくてはいけません。（第3条 子供の最善の利益）
- ・命がいちばん大切なものです。（第6条 生命に対する権利、生存・発達の確保）
- ・子供は、自分の意見を自由に言える権利があります。（第12条 意見を表明する権利）
- ・誰でもプライバシーは守られます。また、名誉は傷つけられません。
(第16条 プライバシー・名誉の保護)
- ・子供は虐待、放置など不当な取扱いから守られます。（第18条 父母の養育責任と国の援助）(第19条 父母、養育者による虐待・放置などからの保護)
- ・家庭環境を奪われた子供は保護される権利があります。（第20条 家庭環境を奪われた子供に対する保護及び援助）
- ・からだなどに不自由があっても権利は同じです。（第23条 障害児の権利）
- ・子供には学ぶ権利があります。（第28条 教育についての権利）

■子供の居場所での留意事項

●個人情報の保護について

- ・個人情報は厳重に取り扱いましょう。
- ・個人を特定できる情報を口外したり、インターネット上で公開したりしないようにしましょう。
- ・無断で写真や動画等の記録を取らないようにしましょう。広報などで使用する場合には、必ず本人や保護者の了解を得ましょう。

●子供への注意の仕方などについて

- ・子供の体に馴れ馴れしく触れないようにしましょう。
- ・体罰や暴力は許されません（身体的虐待）。
- ・大声で怒鳴ったり、暴言を吐いたりしてはいけません（心理的虐待）。

●子供と私的な関係を結ばない

- ・活動の場以外では、必要がない限り個別に会うことは控えましょう。
- ・子供と連絡先の交換やインターネットなどでの交流は控えましょう。
- ・子供とお金や物の貸し借りをしないようにしましょう。

子どもの居場所づくりアドバイザーが 居場所づくりをお手伝いします

子ども食堂などの子供の居場所づくりに取り組みたいと考えていても、どのように活動資金や食材を集めたらよいか分からず、行動することをためらってしまう方も多くいるのではないでしょうか。

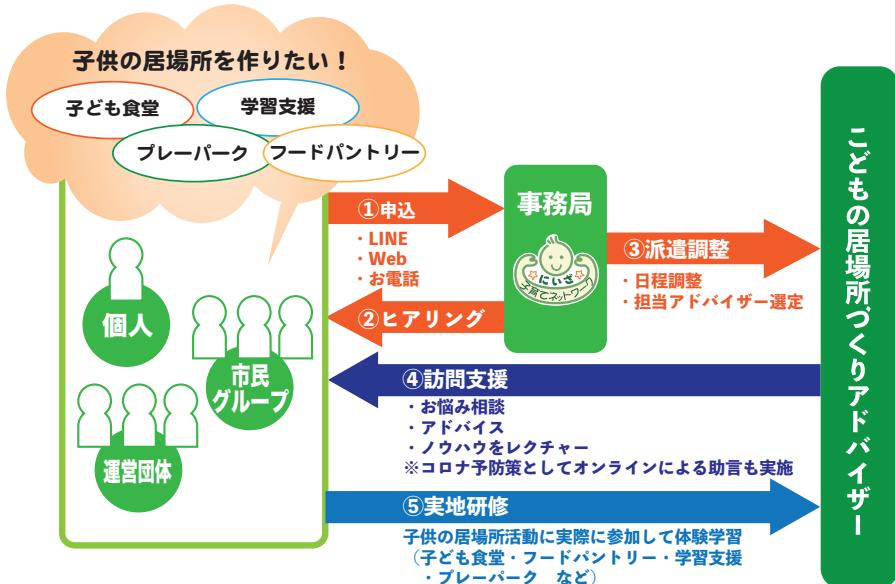
埼玉県では、子供の居場所づくりの実践者や、食品衛生・栄養・広報・福祉制度・法律・資金等に関する専門家をアドバイザーに任命し、子供の居場所づくりに取り組みたい方のもとに派遣することで、立ち上げ期のお悩み解決の手助けをしています。

申込み方法などの詳細は、子ども応援ネットワーク埼玉のポータルサイトをご覧ください。

<https://kodomoouen.pref.saitama.lg.jp/>



●アドバイザー派遣の流れ



こども応援ネットワーク埼玉



貧困の連鎖の解消に向け、県が発起人とともに共同で立ち上げた、社会貢献活動などを実行する個人や団体、企業のネットワークです。

下記の①～⑩の社会貢献活動を1つ以上実施する団体、個人ならどなたでも無料で会員になります。

登録はポータルサイトから行うことができます。

- ①金銭の寄付
- ②子ども食堂等の子供の居場所づくり
- ③食材・物資提供、サービスの提供
- ④体験活動の提供
- ⑤学習支援
- ⑥ボランティア活動
- ⑦親子への支援（暮らし全般の援助）
- ⑧場所の提供・フードドライブBOXの設置
- ⑨広報・啓発活動
- ⑩その他の社会貢献活動・公益活動

★ポータルサイト (<https://kodomouen.pref.saitama.lg.jp/>)



●埼玉県が応援すること

①マッチング

支援をしたいと考える企業や個人と支援を受けたいと考える団体とのマッチングをします。

②情報発信

会員の社会貢献活動などをFacebookから発信します。

★Facebook (<https://www.facebook.com/kodomouen.saitama/>)



③有益な情報を届け

セミナーやイベントの案内など、会員にとって有益な情報をメール・LINEでお届けします。

★LINE (ID :@376fsmug)



●居場所を開設したら居場所マップへの登録をお願いします

登録方法をご案内いたしますので下記までメールでお知らせください。

Email : kodomouen@pref.saitama.lg.jp

埼玉県内の子どもの居場所マップや、子どもの居場所づくりマッチングページ、助成金情報などを掲載しています。

子供の居場所を利用したい方、子供の居場所を始めたい方、子供の居場所を応援したい方など、どなたでもご利用いただけます。

子供の居場所づくりや地域福祉活動などへの各種助成

■こども食堂・未来応援基金

子供の貧困の解決を図るため、子ども食堂や無料塾、プレーパークなどの子供の居場所や、ヤングケアラーなど困難を抱える子供を支援する活動に助成。



■浦和競馬こども基金

経済的な事情や虐待、障害や病気などによる様々な困難を抱えながら頑張る子供たちの「生きる力」をはぐくむ活動に助成。

■ひまわり基金

県内の地域福祉活動を積極的に推進する団体等が行う創意工夫のある活動に助成。

■ふれあいの詩基金

障害者の社会参加を進めるボランティア活動等の振興を図るため、地域で活動するボランティアグループや NPO、学校の PTA や親の会に助成。

そのほかの民間や助成もあります

Ⓐ 助成金の申請・相談はこちらで受付中！

埼玉県社会福祉協議会

検索

埼玉県社会福祉協議会 埼玉県ボランティア・市民活動センター【地域活動支援課】

Tel : 048-822-1435 / FAX : 048-822-3078

Email : vc@fukushi-saitama.or.jp

MEMO

埼玉県
子どもの居場所づくり スタートブック

●発行者・問合せ●

埼玉県福祉部少子政策課

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

TEL 048-830-3348/FAX 048-830-4784 Email kodomouuen@pref.saitama.lg.jp

●発行日●

令和 5 年 3 月
